

## 第3回 八王子市男女共同参画推進審議会 会議録

会議名	第3回 八王子市男女共同参画推進審議会	
日時	令和5年(2023年)7月6日(木) 午後6時27分から午後8時20分	
場所	八王子市生涯学習センター 10階 第2学習室	
出席者氏名	委員	八木橋宏勇会長、齊藤静子副会長、荒木紀行委員、木村恵子委員、久保田鉄平委員、清水栄委員、野村みゆき委員、前田奈緒美委員
	説明者	—
	事務局	富澤知恵子男女共同参画課長、宮野努男女共同参画課主査、瀧澤里佳子男女共同参画課主査、三木寛之男女共同参画課主任、岩瀬弘明男女共同参画課主任、小峰明美男女共同参画課主任 加藤優花男女共同参画課一般職員
	その他市側出席者	小山等市民活動推進部長
欠席者氏名	—	
議題	1. 開会 2. 議事 (1) 第2回審議会の論点整理 (2) 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)の骨子(案)について 3. その他 4. 閉会	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由	—	
傍聴人の数	6名	
配付資料名	資料1: 次第 資料2: 第2回八王子市男女共同参画推進審議会会議録 資料3: 男女が共に生きるまち八王子プラン第4次(案)における第3次施策との比較	
議事内容	次ページ以降のとおり	

## 【議事内容】

### 1. 開会

- 八木橋会長
- ・ 第3回八王子市男女共同参画推進審議会を開会する。
  - ・ 市民活動推進部長より挨拶をお願いする。

(市民活動推進部長あいさつ)

- 八木橋会長
- ・ 事務局から本日の配布資料の説明をお願いする。
- (事務局説明)

- 八木橋会長
- ・ 本日は、午後8時30分までの開催となる。忌憚のない、闊達なご意見を頂戴したい。
  - ・ 出席人数、会議の成立について確認をする。
  - ・ 本審議会は、八王子市男女共同参画推進条例施行規則第4条第2項で、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定されている。
  - ・ 本審議会は、8名の委員により構成し、本日は、8名の出席であり、本審議会は成立している。
  - ・ 同条例施行規則第4条第4項で、「審議会は、これを公開する。ただし、審議会が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。」となっている。
  - ・ 本日の審議会は「公開」することによろしいか。

(異議なし)

- 八木橋会長
- ・ 本日の審議会は、「公開」とする。
  - ・ 傍聴者の入室を現時点より認める。本日、傍聴希望者いるか。

(傍聴者あり)

(傍聴者入室)

### 2. 議事

- 八木橋会長
- ・ 次第2「議事」に入る。
  - ・ 本審議会に諮問された「推進計画の策定に関すること」について、第2回審議会の内容は、配布資料2の「会議録」のとおりである。
  - ・ 概要について、事務局から説明をお願いする。
- 事務局
- ・ 令和5年(2023年)第2回八王子市男女共同参画推進審議会の概要を説明する。
  - ・ 事務局からは、配付資料の「男女が生きるまち八王子プラン(第4次)の骨子(案)」に基づき説明
  - ・ 基本目標は、変更なく「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して」である。
  - ・ 基本目標を達成のための、四つの重点目標は、一つ目が「政策や方針の決定過程への男女が共に参画しよう」、二つ目が「性別による固定的役割分担意識に基づく制度・慣行を変えよう」、三つ目が「アンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識をなくそう」、四つ目が「性別に起因して困難な状況に置かれている方が安心して暮らせるようにしよう」であり、第2回審議会では、一つ目から三つ目までを審議。
  - ・ 一つ目の重点目標である「政策や方針の決定過程への男女が共に参画しよう」について、一つ目の課題として、「あらゆる分野での女性参画を増やすことが必要である」こと、これには、「女性の参画率の向上」「女性のキャリア形成」「あらゆる分野における女性の

社会参加」が大切であること。

- ・二つ目の課題として、「男女が共に参画するためには、ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスが重要である」こと、これには、「職場環境づくり」「社会における支援」が大切であること。
- ・二つ目の重点目標である「性別による固定的役割分担意識に基づく制度・慣行を変えよう」について、一つ目の課題として、「個人個人の意識が変わっても企業や地域での組織単位での意識醸成が必要である」こと、これには、「組織単位での意識啓発」「職場（組織）環境づくり」が大切であること。
- ・二つ目の課題として、「大人の言葉・行動が子どもの意識醸成に大きな影響を与えている」こと、これには、「子どもに関わる大人への意識啓発」が大切であること。
- ・三つ目の重点目標である「アンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識をなくそう」について、一つ目の課題としては、先ほどの「大人の言葉・行動が子どもの意識醸成に大きな影響を与えている」こと、二つ目の課題としては、「被害者・加害者・傍観者も生まないために、子どもの頃からの意識啓発が必要である」こと、これには、「成長過程に応じた子どもへの意識啓発」が大切であることを挙げていることを説明。
- ・委員からの意見は、重点目標1「政策や方針の決定過程への男女が共に参画しよう」について、出された意見として、ワーク・ライフ・バランス、男女共同に配慮がない状態の従来の枠組みに新しいものを当てはめようとしても無理がある。
- ・ワーク・ライフ・バランスが確立されていないことで、様々な社会活動に影響があるため、社会全体で考える必要がある。
- ・学校教育による幼いころからの意識づけは、アンコンシャス・バイアスが徐々に減っていく要因となる。一方で、今を生きる我々の意識を薄めるには、別のアクションも必要である。
- ・会社等での人材育成が男女ともに同じ方針かは、経営側の意識がすごく影響する。体制的なことを考えることが大切で、女性管理職の「数」以外に、数字から見える意味を考える必要がある。
- ・昇任試験を受験しない人が多くなっている要因として、昇任試験自体が出産、子育てなどのライフイベントを配慮せずに、従来のままの考えで実施しているからかもしれない。ライフイベントに配慮した新たなものを構築し、現状にあるシステムづくりができるとよい。
- ・具体的事業例の「育児を終えた女性向けキャリア研修、女性の再就職支援」の部分で、男性教員にも育休取得を奨励しているが、男性は育休を取ると社会から取り残される、付いていけないのではとの不安から育休を取得できず、子育ての役割が女性にまわってきてしまうことで管理職試験を受験しないという悪循環になる。男性が育休を取得しやすくなるよう、情報が伝わるシステムがあると安心して、男女に関係なく育児に関われる。
- ・育児終了後に仕事に復帰したい人への研修は必要だが、育休をとりながらも会社等に参画できる、働き続ける人への研修の方が、積極的な言い方になる。
- ・それには、保育してもらえ体制や、オンラインで参加できるしくみにより、会社とつながることができるという意見や、一方で、子ども、自分、家族のことは、状況に差があるため、社会とつながる仕組みは必要だが、それが負担や強制になったり、しないことで評価されないことがストレスになるため、考慮する必要があるという意見があった。
- ・週休2日制の制度を導入した時は、公務員や大企業から変わり、中小零細も週休2日へと

進んだ。女性の参画や育休についても同じモーメントであり、女性が活躍する社会や企業をカッコいいモデルケースとしてアピールすることで、会社、社会の男性にも伝わると思う。

- ・ 育休を取得しても給料が支給されるように、サポート側の同僚にも手当を支給する会社がある。こういう制度があると「育休とりな」となりやすい。
- ・ 体裁のことであるが、「政策や方針決定過程への男女が共に参画しよう」との目標を掲げることはよいが、課題で「あらゆる分野での女性参画を増やすことが必要である。」「ワーク・ライフ・バランスが重要である。」とあり、高い目標と課題の間にギャップがあり過ぎる印象を持つ。もう少しよい表現にできるとよいと思う。
- ・ 重点目標 2-1 「性別による固定的役割分担意識に基づく制度・慣行を変えよう」、2-2 「アンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識をなくそう」について、出された意見として、今の小学生には男女の意識差はないと思う。また、新しい家庭科の教科書では、家でお父さんが調理をし、子どもが手伝っている写真も意識して使われている。
- ・ 学芸会準備の際の荷物運びは男性教職員、花の鉢を運ぶのは女性教職員という割振りになっていた。教員にもまだまだ無意識の思い込みがあるため、具体的事業例にある「教育関係者への出前講座」は必要だと思う。
- ・ インターナショナルスクールでの例として、そこには様々な国の子が通学しており、どこの国の子なのかつい気になったので、日本の子どもたちに友人はどこの国の人なのか訪ねたが、知らないようであった。子どもにとって国がどこかなどは関係ないようであり、多様性が身近にあると固定的な意識に結び付かずよいのかもしれない。
- ・ 課題にある「大人の言葉・行動が子どもの意識醸成に大きな影響を与えている」部分で、町会行事のための準備の際に、男性は重い物の運搬、設営、女性は飾り付けや調理を行っており、その姿を子どもが見ており、これも大人が子どもに影響を与えてしまう。
- ・ 役割分担意識は難しい問題だが、地域イベントの際に意識づくりができるよう仕掛けをすることで、意識を徐々に変えていくことができるかもしれない。
- ・ 具体的事業例にLGBTが入っているが、これは性別をむしろ度外視するという方向性になる。どこかに入れ込みたいことはわかるが、2-1で「性別による」との言葉を打ち出すのであれば、ここに入れるのは疑問である。重点目標3に、女性を想定して「性別に起因して困難な状況に置かれる」とある。ここがLGBTではないか。性にまつわることであれば、女性に限らず男性も、男性であることで困難な状況に置かれている方はいる。
- ・ 多様性を尊重できるような教育をもっと行っていくことが大事ではないか。役割分担も、男女では身体の構造が違うため、それをなぜ取り上げるのだろうか。生産性を高めるために男が力仕事をするのは当たり前であり、お互いに不満が無ければよいことだと思う。それにも関わらず、わざわざ取り上げて、気にしなければならぬ風潮があることの方が問題である。ただ、現在は過渡期でありすごく難しい時期である。世代で意識が少しずつ違うため場合分けして考える必要がある。
- ・ 一つの経験は人にとって唯一ではない。局所的に見れば、男性が櫓を建てているとかはあるが、トータルで見ると男女分け隔てなく何かを一緒にやっている経験が増えることで、その経験は人の経験の中の一つとなり、意識への影響は限られたものになる。
- ・ 20~30年前はモラハラもセクハラもあったが、今の若い人は、それは絶対にいけないことと分かっているのでやらない。男女共同参画は固い言葉だが、啓発により若い人は、して

はいけないことと認識し、成長しており、社会環境も少しずつ変化している。

八木橋会長  
(なし)

- ・事務局の説明に質問などはあるか。

八木橋会長

- ・それでは、前回に引き続き、前回配布した「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）の骨子（案）」に基づき、皆様からご意見を伺っていききたいと思う。
- ・本日は、「重点目標」の一番下、「性別に起因して 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせるようにしよう」についてである。
- ・これについて、事務局より説明をお願いする。

男女共同参画  
課長

- ・資料3の重点目標3 「性別に起因して困難な状況に置かれている方が安心して暮らせるようにしよう」について、課題として2つあり、まず（6）について説明する。
- ・DVや性被害に置かれている場合、潜在化してしまう傾向があるという課題がある。こちらに計画として盛り込む場合に、1. 二つの法律に基づく市町村で策定する基本計画の要素を含むことになる
- ・一つがDV防止法で、正式には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律である。この法律の中で、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定を市町村には努力義務として課せられている。ここでは基本計画の要素を含む形で計画に盛り込んでいきたいと考えている。
- ・この配偶者等の中には事実婚、元配偶者との関係、生活の本拠を共にする交際相手を含む形で、幅広く配偶者等という形で捉えている。
- ・DVについての課題だが、DVには、DV防止法の対象である身体的暴力、精神的暴力（モラルハラスメント）のほかに、経済的暴力（生活費を渡さない）、性的暴力（性行為の強要、避妊に協力しない）、行動拘束（友人などの交際禁止、行動の監視）などもある。
- ・DVについては、コロナ禍で外出自粛や休業などによる生活不安やストレスから、DVの増加・深刻化してきた現状がある。
- ・家庭という人目に触れにくい場所から起こることから、被害者本人の気づきが遅れたり被害が潜在化する傾向がある。
- ・被害を受けた時に別れたいと思っても「子どもがいるから」「経済的に自立できないから」という理由で別れられない方が多い。
- ・「自分さえ我慢すれば」と言っても、子どもがDVを目撃することで心理的外傷を与えることは児童虐待にあたり、面前DVとも呼ばれている。
- ・DV防止法の対象ではないが、恋人同士など結婚していない男女間で起こる暴力である「デートDV」としては、身体的暴力、性的暴力、貸したお金を返さない経済的暴力、友人関係を制限する精神的暴力などがあり、高校生や大学生などの若年層での問題としてある。
- ・法律に基づく計画の要素として、令和6年4月施行予定の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」があり、この法律も施策の実施に関する基本的な計画に盛り込むことが努力義務になっている。第4次計画でもこの要素を盛り込むことを考えている。
- ・困難を抱える女性というところだが、国が出している基本方針の中では、困難を抱える女性とは性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害にあってしまった女性を挙げている。
- ・このような場合には、被害による心的外傷からの回復が必要だったり、安定的な生活を営めるようになるための中長期的な支援が必要になると思う。
- ・予期せぬ妊娠をしてしまった女性というのも挙げている。性的搾取と同様に、背景には、

虐待、暴力、貧困、家庭問題、孤立など様々なことが潜んでいると考えられる。

- ・ほかに、不安定な就労状況、社会的・経済的に困窮、孤立など日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性と、基本方針で示している。
  - ・これら二つの法律の規定以外にも、(6)として盛り込むものとして、性別に起因して困難な状況として、「ストーカー行為」「セクハラ」などがある。
  - ・ここに挙げた、DV防止法、困難な問題を抱える女性、それ以外のストーカー、セクハラだが、共通の施策と考えられることは、施策の方向性にも挙げている孤立・孤独を防ぐ、ひとりで抱え込まないことが必要だと考える。そういったところを、地域での支え合いなどで解決していけるのではないかとということで、具体的事業例のところでも例として挙げている。
  - ・2番目としてはアウトリーチ等による早期発見、やはりかなり深刻な問題になる前に、早期発見して支援していく必要があるかと考える。それをいかに相談に繋げられるか、国・都、自治体での相談に繋げることで、そして、4番目としては、相談につながったあと、庁内他所管、国、都、民間団体と連携して支援を行っていくことも必要だと考えている。
  - ・困難な状況に置かれないためには、予防的な施策も必要だと考えている。それは(5)に挙げている被害者・加害者・傍観者を生まないための、子どもの頃からの啓発が必要であるということである。
  - ・現在は、子ども家庭部において、市内のほぼ全中学校において「いのちの授業」を行っており、助産師さんの外部講師を招いて、妊婦体験や、赤ちゃんを抱っこする体験などを通じて命の大切さを学ぶ授業を行っている。
  - ・男女共同参画課においては高校を中心に「デートDV予防講座」を行っており、どんなことがDVなのかを知ってもらうことで、被害者だけでなく、加害者にならないための気づきや、被害者になった場合には一人で抱え込まずに、信頼できる大人に相談するなどを伝えている。
  - ・若年女性における予期せぬ妊娠も社会問題としてある。心身の仕組みだけでなく、ジェンダーの理解を含めた包括的性教育、子どもの頃からのキャリア教育なども必要な取組と考えている。
- 八木橋会長
- ・事務局から説明をいただいた。
  - ・「課題」として、一つ目に「被害者・加害者・傍観者も生まないために、子どもの頃からの意識啓発が必要である。」こと、二つ目に「性別に起因して困難な状況(DV、性被害など)に置かれている場合、潜在化してしまう傾向がある。」ことが挙げられている。
  - ・「課題」ごとに「施策の方向性」や「具体的事業例」が挙げられている。
  - ・重点目標を達成するための課題や、必要な施策や事業について、記載内容を参考に、ご意見をいただきたいと思う。
- 八木橋会長
- ・最近性は性に関することが大きく取り上げられることが多い。理性を失っているような事態に対して、理性で立ち向かわなければいけない状況にある。中長期的な視座に立った場合、理性の面を如何に教育していくのが重要な問題である。これは、失っていることで起きていることに、それをどう回復させるか、立ち向かっていくのかということであり、起死回生の一撃は出てきていないのが実情である。
  - ・こういった性的な部分について、学校教育での扱いを伺いたい。
- 前田委員
- ・小学校4年生で保健体育で扱い、5・6年生は、宿泊行事に際に養護教諭から話をしていく。これは昔と変わっていないと思う。

- 八木橋会長
- ・久保田委員は若い世代であるが、これまでに学校教育で、性的な教育を受けてきた記憶はあるか。
- 久保田委員
- ・思い返しても、覚えていないのが現状である。
- 八木橋会長
- ・ある意味、性に関することはタブー視されることが多い。あまり大々的に扱ってこないのが従来の流れかもしれない。
  - ・一方、欧米では、問題を解決するためにタブーをあえて犯すことが実際に行われている。かなり踏み込んだ教育、学校でも早い段階から意識化していくことが行われているようだ。
- 木村委員
- ・性に関することはタブー視され、扱いにくいことだと思う。LGBTは世界の流れの中で、それをタブー視せず、現実にもそういうことがあることを皆で考えていこうという方向性になっている。
  - ・この骨子(案)の課題の表現だが、「潜在化してしまう傾向がある」ことを改めて認識するよりは、もっとポジティブに、その方々に積極的に支援をしていこうという課題の方が前向きでよいのではと考える。
  - ・潜在化してしまうことから、施策の方向性は、「孤立・孤独を防ぐ」「アウトリーチ」となっている。アウトリーチをして孤立・孤独を防ぐこともある。アウトリーチは、必要としている人に、こちらから手を差し延べることだから、孤立・孤独を防ぐためにこちらから手を差し延べて、支援することにつながる。
  - ・「積極的に支援していくこと」が課題になったとしても、「アウトリーチ」は方向性としてはよいと思う。行政はただ待っているよりは、必要な人に差し延べていくということはいいと思う。
- 八木橋会長
- ・相談窓口があり、何かあったときには相談してくださいということは必要なこと。しかし、実際には相談に一步踏み出せていないと思う。
  - ・孤独を防ぐために働きかけをした場合、どのくらい期待、希望するかは人により違うと思うので難しいところではある。待つ面と、積極的に向かっていく面と両輪でやっていくことが必要である。
- 男女共同参画課長
- ・孤立を①にした理由は、アウトリーチはすでに困難になってしまった人、孤立・孤独はその前の予防であり、それには男女の困難だけではなく、育児での困難などいろいろな困難の原因による孤立・孤独があると思う。まず予防として孤立を世の中からなくしていきそれでも困難になった人にはアウトリーチしていくイメージで①と②としている。
- 木村委員
- ・①の孤立・孤独は性別に起因することに限定せず、ひきこもりも含めての広い意味でのことなのか。
- 男女共同参画課長
- ・いろいろな課題に共通することと思う。
- 八木橋会長
- ・ひとり親家庭への支援でも、最近、孤独をどう防ぐかについてつながりなどの概念で取り組んでいる事例が多いようだ。予防的に行っておいて、いざ発生した場合にはアウトリーチというステップに進んでいく、段階的な考え方をとっているということか。
- 齊藤副会長
- ・性被害に関しては、実態がどうなっているのなかなか把握しにくい面があるが、現状、どうなっているか把握すべきとは思っている。例えば、東京都には被害者支援都民センターがあり、相談の一番は性犯罪である。例えば、子どもが性被害に遭った際、身近な保護者や先生に話しをしたとき、どうしても聞き手は相手が身近な人であると、「本当なの？」と言ってしまうがちだが、このときに子どもが話したことをそのまま受け取らないと、子ども

は二度と話さなくなってしまう。こういうことに関しても、実態がどうなっているのかを知った上で、こういう計画をつくらないと意味がないと思う。

- ・性被害も、やっと新聞やニュースで取り上げられるようになり、女性だけでなく、特に男性の場合は言えなかつたりして深刻である。それがなぜ潜在化、深刻化してしまうのかを知らないと予防はしていけない。
- ・身近な人からの被害が非常に多い。数字的に把握していないが、8割近くが身近な人からの被害である。この場合、受けている本人も言えない、周りもそれを信じたくないということで、複雑化、深刻化、潜在化することにもなる。
- ・性被害の相談は、東京都のワンストップセンターや、警察庁にもあるが、八王子市の男女共同参画センターで受ける相談にはそういうものが結構あるのか。
- ・他の相談を受けている中に、類するものが含まれていたことはあるが、主の相談としてはほとんどない。これは、性被害にあった人がないのではなく、相談に結びついていないことと、相談メニューとして参画センターに相談できることが分かってないという課題がある。また、青少年若者課が設けている若者相談センターにも、そういう相談はないと聞いている。

男女共同参画  
課長

野村委員

齊藤副会長

- ・警察には統計がある。
- ・以前よりは相談する人が増えてきていると思う。また、民間の若い支援者が行っているSNSでの相談は、相当な数と聞いている。そして被害者、加害者、傍観者を生まないためにどうしたらいいのかというところで、ある区では、犯罪被害者支援の関係で「いいタッチ、わるいタッチ」という本を活用している。こういう本を使って小学校の低学年から話をしている。また、「おしえて！くもくん」という本は、元警察官の女性が監修してつくったもので、こういうものを使って、小さいうちから、身体を知る、自分の身体が大切であることを知ることは大切である。先日、6月25日に男女共同参画課が行った講演会に参加した。その中で、お父さんと娘さん、お母さんと息子さんがお風呂に一緒に入ることがあるが、一緒に入らないことを、親から切り出したほうがよいのか、子どもから言われるのを待った方がよいのか、との質問をしている人がいた。講師が言っていたことは、お風呂はすごくプライベートな空間であり、なぜ一緒に入るかというと身体を清潔にするため、十分に清潔にできない年齢だと親と一緒に入り清潔にしてあげる必要がある。しかし、それを十分できる年齢になったら、「あなたはできるから、ひとりで入れるね」と言っていて、親から言い出した方がよいだろうと話されていた。こういうことが家庭の中で話せる環境になっていくとよいと思った。
- ・大人の意識などの話が出ていたが、例えば、よいタッチ、わるいタッチとして、何がわるいタッチなのか、自分にとって嫌な、なんとなく変だと思ったことを、自分は嫌だとはっきり言えることを大切にし、どこの家庭や学校、いろんな場所で、大人が理解してあげて伝えられるとよいと思う。

八木橋会長

- ・文化的なことがあるとは思いますが、日本では小さい子は保護する対象であるとの意識がすごく強いと思うが、欧米では独立、自立を大事にして、4・5歳になると一人で寝なさいと言って、親離れをさせていっている。それとの違いはあるだろうが、どのようにコミュニケーションをとりながら、お互いに一緒にお風呂に入りたくても、お風呂はこういう目的だからと説明し分かり合えるとよいということだと思う。

野村委員

- ・重点目標の言葉だが、「性別に起因して困難な状況に置かれている方」というのは、どのように考えたらよいのか。



- 齊藤副会長
- ・私もそこは疑問で、カッコで括ってあるDVや性被害を含め、この組み立ての仕方をもう少し考えた方がよいと思った。
  - ・性別に起因して困難な状況というところに括られてしまっているが、私としては結構大きな課題だと思っている。
- 野村委員
- ・明確になっていないと思う。
- 齊藤副会長
- ・例えば、DVのことについても、新型コロナを契機に、これまで出ていなかったそういう問題がすごく出てきている。行動計画は市民に示すものであるから、その中にきちんとした位置づけとして入ってこない、市としての宣言みたいところが薄くなると思った。
  - ・少し曖昧な「性別に起因して困難な」という状況を分かりやすくしたほうがよい。また、困難な問題を抱える女性への計画の一つであるとのことだが、ここにDVや性被害が一括りに入ってしまうと分かりにくいと思った。
- 野村委員
- ・その法律の計画も兼ねるといっているのであれば、きちんと困難な問題を抱える女性というような言葉が入ってこない、しっかり見えてこないと思う。
  - ・大きく転換したわけだから、きちんと入れた方がよいと思う。
- 木村委員
- ・男女の分けだけでなくLGBTの概念も、今は入ってくることに起因し、生きづらさを抱える方も多い。困難な女性支援はよいが、そうすると困難な男性もいる。
- 男女共同参画課長
- ・「性別に起因して」という言葉を付けたのは、困難な状況には、いろいろな困難があること。それは、性別に関係なく、あまり健康ではなく、働けなくて困難ということ。これには男女に関係なく身体が弱いから働けない困難という状況もあること。
  - ・男女共同参画の計画で取り上げるのは、性別に起因したものである。性別に起因した世の中の動きとして、「働けない」ことが女性が正社員でなく非正規雇用であることにより貧困に陥るといふ意味であれば、生活困窮を計画に取り入れるが、健康を害しただけであれば、ここに入れることですべての困難な人が関わってしまうこととなる。したがって、あくまで性別に起因して世の中が平等になっていないことが原因で困難になっている人が対象になる。
  - ・DVについては、今、男性が受けるDVもあるが、女性の方がどちらかというときが多い。それは、例えば専業主婦であることで経済的自立してなく弱い立場であることからの男性からのDVや、男性が強いんだ女性は従うもんだという固定的な性別役割分担の意識からのDVなど。
  - ・男女共同参画の意識から生まれている「困難」としたかったので、性別に起因する困難という言葉にしている。ただ、それで括ってしまうと、DVや性被害の問題が、括られ過ぎて見えにくく、行動計画で市民の方に訴えるには、重点目標を「困難」で括ってしまうと誰のことなのかとなってしまうので、もっと具体的にした方がよいというご指摘と認識した。
- 八木橋会長
- ・フォーカスを当てようとして、「性別に起因して困難な状況に置かれている方」という文言を使ったものの、それによってDVや性被害の非常に重要な部分が、フォーカスから外れてしまう結果になってしまっていることが大きいポイントになるのではないかと。
- 野村委員
- ・そうなのだろうか。どう整理したらよいかかわからず、どう発言しようかと思っていたが、私がここで反映したいと思ったことは、非常に困難な状況を抱えている女性が、本当に沢山いる中、市がそれをどう考えるかは別にして、せつかく法律が新たに生まれ変わりこの計画の中に入れるのであれば、きちんとそういう言葉が入ってもよいと思った。
  - ・性別に起因するということは、男性だから困難な状況に置かれることはLGBTなのかは

わからないが、例えば、自分は女性とも男性とも言えないのに、質問書類に男にマルをつけるか、女にマルをつけるか、それが困難だという人もいると思うが、そういうことだけなのか、それとももっと他にあるのか想像できなかつたので、これはどういう意味かなと思ってしまった。

八木橋会長 ・ 特定の性というものをあまり念頭に置いていないということだろうか。表現的にはそうなっている。

男女共同参画  
課長 ・ そうですね。

八木橋会長 ・ 具体的事業例にある「予期せぬ妊娠対策」などを見ると、「性別に起因して」という部分は主に女性のことが念頭にるように推察される。

男女共同参画  
課長 ・ 男性は家計を支えるもの、外で働くもの、残業を強いられるものだとすると、男性側として「困難な状況に置かれている」ということであるとは思う。  
・ 性別に起因する困難がいろいろある中で、何を重点的に行うかであれば、困難女性支援法ができたことによる性暴力やDVは大きな問題であると捉えている。ほかに重点的に行うことについて意見を伺いたい。

木村委員 ・ 離婚調停では、かなり悲惨な事例をたくさん担当した。離婚調停でのケースの約半分は、夫からのDVの事例であった。逆に、男性が妻から「こんな稼ぎなの？男として情けない」と言われたとして、泣かれたこともあるが、男性に対して保護の必要性を感じたことはなく、妻の方が本当に深刻なものであった。DVの問題は非常に根深いと感じており、行っている男性側は、妻に悪い、酷いことをしている認識はなく、常に、妻を愛していると言い、離婚などしたくないと言う。一方で、妻はアザだらけという状況である。夫に対し、やられる身になって考えてくださいとどんなに言っても、私は全く悪いことはしていない、妻へのちょっとした躰をした感じである、と言うだけで、人の痛みを理解してもらえない方がほとんどであった。女性側はどう生きて行けばよいか分からない方が多く、弁護士が同伴する場合も多かった。

・ 支援については、自治体によって、かなりあり様が違っていた。ここにある「緊急一時保護」「生活自立支援」「精神的支援」これに加えて「法的支援」が福祉の支援であるが、これらを手厚く行っている自治体もあれば、全然取り合ってもらえないところもあった。

・ ひどい目に遭い110番をして、警察が事件として扱うと、緊急一時保護として一時保護所に入り、生活保護が受けられ、弁護士が相談にのり、カウンセラーが付くなど、そこで福祉の手が手厚くかかる。そこで、もう離婚しかないとなると、調停の場に来ることとなる。こういう女性の保護は喫緊のことだと感じさせられている。

・ 来年4月には、困難女性支援法が施行となるが、それにより婦人補導院はなくなり、いろいろな支援の施設ができる。このような避難する場所があることを届けたい。八王子市では重篤なケースはないかもしれないが、50万都市であれば、耐えている方が埋もれているかもしれない。安全・安心の思いができる施設にそういう人を入れてあげたい。女性の被害は筆舌に尽くしがたいケースが多々あるので、その辺をどう入れ込めるかである。

八木橋会長 ・ 重点目標の部分は意図してこのような文言となっているが、もう少し喫緊の課題であることを際立せる表現になると、メッセージ性、実行性、また意識づけの面では強くなると思う。

・ 課題の(6)はいろいろと意見をいただいたが、(5)についても意見をいただきたい。

荒木委員 ・ 成長過程における子どもへの意識啓発は非常に大事だと思う。(5)の具体的事業例に中・

高校生とあるが、ここに小学生が入ってもよいと思う。また、(6)で「町会活動への参加促進」とあるが、町会活動に来れる女性は問題がないと思う。アウトリーチというか、どう相談に結び付けるかが大事で、相談に行ける雰囲気や社会、また何でも相談してよいという雰囲気がないと行けないと思う。

- ・また、重点目標3の「性別に起因する困難な」だが、3次プランを見てどこに当てはまるのか考えたとき、「2 男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会」の部分かと思っている。3次に載っていて4次に載っていないということで、「性の商品化」がないのはどうかと思う。「性の商品化やセクシュアル・ハラスメント等性暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供」というのは、外せないと思う。これを具体的事業例としてどう反映していくかは、教育を含め、社会情勢、大人も子どもも、男も女も、このことを考えていかないと進まないと思った。性別に起因し困難な状況には、いろいろな困難な状況がある。女性から追われている男も中にはいるかもしれない。片思いが強い人は自宅の前で待つという事例を知っている。これが酷くなると戸籍の不受理届を出した方がよいこともある。相談を受けた際に、いろいろなことがあるから注意しなさいというサジェスションができれば予防もできる。いかに相談に結び付けられるかが大事である。

八木橋会長

- ・全く新しい論点と言うか、先ほどの性の商品化やストーカーのことなど、トータルして男女が共にいきいきと暮らせるよう、つなげていけばということか。
- ・また、地域、町会などを考えると、八王子は行政面積が広く、地域のつながりが強いところ、都市型の生活の状況のところなど、地域的な多様性が極めて顕著に見られる場所だと思う。したがって、地域によってピタッとくるような、効果が出るような、やり方を複数用意した上で進めていく必要があると思う。

清水委員

- ・課題(5)の「被害者・加害者・傍観者も生まないために、子どもの頃からの意識啓発が必要である。」のところだが、実は大人が出来ていないから、子どもも出来ないと思っっている。まず、親、大人がこれについて勉強する必要がある。
- ・男の子、女の子が水着を着ていて、ここはタッチしてはいけないところというのを、子どもに教えているテレビ番組を観た。子どもにとってはあたり前でも、それを教える大人側がわかっていないことがある。併せて、私自身、DV、生活自立支援、精神的な施設関係などとの関わりがある中で、いろいろな課題があるものの、なかなか相談に行けないのが現実である。なぜ行けないかと言うと、相談してよいものか分からないからで、そこが問題だと思う。仮に「助けて」と声をあげても「それ、普通のことだから我慢しなさい」と言われてしまうと、そこで心が折れて次のステップには行けなくなる。どういうことであれば「助けて」と言ってよい案件なのかを具体的に知らせていく仕組みが必要だと思う。
- ・オレオレ詐欺を例にすると、防犯メールやNHKでも「還付金がATMで戻る」という電話は詐欺ですと言っている。同じように「お前は俺が養ってやっているんだから言うことを聞け」というのは暴力ですと言うことを分かりやすく知らせていくことが必要だと思う。それで、「助けて」と言ってもいいのかなと思えば、次のステップとして相談に行くと思う。
- ・相談に行き、どう対策したり、離婚をするのであればどう生活費を稼ぐのかなどについてのルートは、相談の際に説明し最終的に決めるのは本人になる。助けてはくれるが、決断するのはあなたですということを含めて教育だと思う。何がよくて、何が悪いのか、大人は何を考えるべきなのかをわかりやすく伝えていくことが大切だと思う。
- ・相談に行く前に、おしゃべりする場所が必要だと思う。おしゃべりを通し、次のステップ

- として、この人だったら相談してもよいかと思うことがある。その意味では、男女共同参画は男性も女性も含めた地域づくりであったり、場所づくりなのかと思う。
- 八木橋会長
- ・ いざという時に、つながったり、相談できるような存在になるためには、当然、平時から密なつながり、関係性の構築が非常に重要になる。今は、言葉を交わすだけでなく、メールやSNSを使うなど、いろいろなつながり方、平時からのつながり方がある。工夫次第で、関係性の構築は、以前よりはできやすくなってはいると思う。
- 木村委員
- ・ 「なんでも相談」的な掲示があったと思うが、これは男女共同参画としての企画で行っているものか。
- 男女共同参画課長
- ・ 社会福祉協議会でなんでも相談（はちまるサポート）として対象を限定せず相談を受けている。
- 木村委員
- ・ こういうものの周知はとても大事だと思う。社会福祉協議会だよりや市の広報には載らないのか。
- 男女共同参画課長
- ・ 市のホームページや広報での周知もあるが、それが行き届いているか？というところはある。
- 木村委員
- ・ やはり目に触れることは大事だと思う。目に触れることで、どうしようとしている人は、行こうかな、と思うかもしれない。
- 八木橋会長
- ・ ホームページや市の広報等いろいろあるとは思いますが、瞬間的に、思い立った時に、すぐにアクセスできるものが一番よい。掲示場所は限られるだろうが、つながることができる二次元コードを付け、かざすだけですぐに情報に辿り着ければつながりやすくなる。
- 八木橋会長
- ・ 次に進む。
  - ・ 前回の第2回では、「重点目標」の1「政策や方針の決定過程への男女が共に参画しよう」から、2-2「アンコンシャス・バイアスを含む 性別による固定的な役割分担意識をなくそう」について、皆様からご意見をいただき、本日は、「重点目標」の3について、ご意見をいただいた。
  - ・ 第4次プランの骨子（案）について、事務局から示されている「重点目標」以外で、重点的に取り組むべきこと、また、事務局が示した「重点目標」「課題」「施策の方向性」「具体的事業例」において、更に加えた方がよい、ここは修正した方がよいなどのご意見、また、資料3の第3次プランと比較して、お気づきの点などがあれば、ご意見を願います。
- 久保田委員
- ・ 改めてになるが、重点目標の2-2と3から出ている矢印の（5）の具体的事業例にある中学生の「いのちの授業」と高校生の「デートDV予防講座」であるが、ここに小学生向けの授業や講座は考えられないかと思った。それは、中学生や高校生になると自分の中である程度、善悪の価値観が固まってくる頃なので、今さらそういう話をされてもどうなのかなと自分であれば思う。だから、幼いころからの意識啓発がとても大事だと思ったので、小学生、可能であれば幼稚園児などへもできればよいと思う。
- 八木橋会長
- ・ 小学生にも何か行った方がよいという意見であったが、そもそも「いのちの授業」や「デートDV予防講座」は、どのようなことを誰が行っているのか。
- 男女共同参画課長
- ・ 中学生の「いのちの授業」は、中学校3年生を対象にほぼ全校で、助産師などが出向いて、妊娠すると「こんなに重くなる」ということがわかるものを付けたり、新型コロナの流行前は地域の方の協力のもと赤ちゃんを抱かせてもらい、いのちの大切さ、人権、いじめ予防について体験しながら感じてもらうものである。
  - ・ 高校生の「デートDV予防講座」は、男女共同参画課が行っている事業である。市内の高校に開催の投げかけをして、希望する高校に訪問して実施している。多いのは私立の高校

で、都立は少なめである。高校生になるとデートDVに実際に遭っている生徒もいるようである。中学生だと個人差があり、「デートDV」でピンとくる子と、そうでない子がいるようで、学校側もそこを踏まえる必要があり難しさを感じている。例えば、デートDVの内容として、彼女が「今日は友達と帰る」と言ったとき「俺がいるのに何で友達と帰るんだ」ということもそうで、日常のこういったこともDVになり得ることを伝えて、してはいけないこと、されていたときは相談するところがあることを気づかせてあげる内容になっている。

- ・小学生や幼稚園生まで下げるという意見だが、これは男女共同参画課でも検討している。同じ年長さんでも幼い子とそうでない子との差があるので、どういう内容にするか難しいところがある。まずは子ども達に関わる先生方に先に啓発をした方がよいという考えもある。やはり中学、高校だけでなく、対象年齢を下げ何かしらアクションを起こしていかないといけないと思う。また、学校だとなかなか一律に出来ないところもあるので、男女共同参画課で何かしらアプローチしていければと思う。
- 八木橋会長  
・中学生の「いのちの授業」については、赤ちゃんを抱くことで中学生だからこそ感じられる何かがあるかもしれない。
- 野村委員  
・命の温かさとか、生きている感じを実感してもらいたいということだと思う。
- 八木橋会長  
・小学生や、もう少し早い段階からということも、ぜひ検討いただきたいと思う。
- 久保田委員  
・先ほども「性別に起因して」という話があったが、多様性など広い視野を持って意識啓発ができればよいと思う。
- 八木橋会長  
・杏林大学の保健学部では、助産師、看護師、リハビリなどの専門家を養成している。養護教諭を目指す学生たちが中心となり、「いのちのおはなし会」だったか、そういう名前で、小学生などに行っているものがある。先ほど、中学生は中学生で感じ方があると言ったが、学生の率直な意見では、「いのちのおはなし会」で、子どもはどのようなふうに生まれてくると聞かれたときに、大人としては少しタブーな面、恥ずかしいところ、これを言っていないのかなど、いろいろ知っているからこそ悩ましいところがある。しかし、子どもたちはそのようなことは何も考えておらず、むしろきちんと話をするとスッと受け入れてくれると言っていた。年齢が違くと、知識が違ふから、感じ方は違うものの、大事なものはそれぞれの年齢に応じてあるものなので、どう伝えていけばよいか、今、経験を積み重ねて試行錯誤していると言っていた。だから、年齢に合わせてやっていければ、意識啓発としては非常によいと思う。
- 齊藤副会長  
・細かいこととしてのやり方になってしまうが、デートDV教室でも男性と女性の役柄を交代してやってみると、「あっ」と気づくことがあったり、違和感を感じたりして、そういうことをすることで「スツと」入って来ることがある。
- 木村委員  
・役割交代は、ロールプレイングの研修が一番効果がある。
- 八木橋会長  
・ロールプレイングは確かに、いろいろな立場が分かり、多様なものに触れられ、効果的な方法である。
- 木村委員  
・骨子(案)をどうまとめるかを考えていたが、よい案は浮かばない。前回から話題になっている重点目標3の部分が、曖昧というか、どう捉えてよいのかわからない。ここを2-1、2-2のように3-1、3-2に分けることで、1が意思決定に男女ともに参画していこう、2は役割意識とかを極力なくしていこう、3は必要な人に支援をしよう、というように分け、整理をするとよいかもしれない。
- 八木橋会長  
・3番目を全体の中でどう位置付けるかだが、「支援」という大きい括りを出していただい

- て、すわりということではよくなると思う。2番目は2-1、2-2に分かれ、これは意識の問題であり、今度は具体的にアクションの面ですわりはよくなると思う。
- 木村委員
- ・ 具体的事業例3の④に「生理の貧困」と書いてある。これは経済的な貧困からくる、主として女性は非正規で、年収が低く抑えられており、非常に苦しい生活を強いられており、生理用品も買えないということから、「生理の貧困」という言葉が出てきたと理解しているが、これはもしかすると夫からの経済的DVによって「生理の貧困」も生じているということを入れてあるのか。
- 男女共同参画課長
- ・ 大きな話として、男性と女性では、生理は女性にしかなく、女性は生理用品を買うことから不平等ということもあるが、生理用品を買えないことには、経済的なこととして、離婚により女性が自立しないといけませんが、なかなか自立できないこと、非正規雇用であり、ひとり親で他の物を優先するために買えないという課題や、ネグレクトで親に買ってもらえないという問題もある。単に男女の差で不平等という生理の貧困というより、そこに潜む問題があるということである。男女の問題で困難に陥って、生理の貧困の問題も発生するということである。
- 八木橋会長
- ・ 専門用語が多く、分かりづらいということもある。後の、「リプロダクティブヘルス・ライツ」も分かる人、分からない人もいる。
  - ・ これは、性に関し自分の身体は自分の意思で守る権利があることだと思うが、なかなかピンと来ない。
- 男女共同参画課長
- ・ 事業としてやるべきことを羅列した状態だが、実際に施策や事業に落とし込む際にはどういうことを狙っての施策、事業かを分かるようにする。
- 木村委員
- ・ ちょっと理想が高いというか、生む、生まないは私が決める、というものである。
- 野村委員
- ・ 自分の身体のことなので、自分の考えは必要だと思う。
- 齊藤副会長
- ・ 第3次プランでは、ライフステージにおける女性の貧困と、更年期のこともある。
  - ・ 更年期の問題も、大きな問題である。
- 木村委員
- ・ これは男性には当てはまらないのだろうか。
- 齊藤副会長
- ・ どちらかというと、生む、生まないのところからのことか。
- 木村委員
- ・ ただ、年齢とともに男性もあることである。
- 齊藤副会長
- ・ これひとつとっても大きな課題である。
- 男女共同参画課長
- ・ リプロの中で取り組み・事業として、どこを重点施策として取り上げるかというのはある。生む、生まないというのはのちの授業にも通じると思うが、更年期のことについては男性にもあるため、女性のみを取り上げて事業としてやっていくかは、議論としてあると思う。
- 荒木委員
- ・ 相談に行く体制の話が先ほどあった。行きたくても行けない人は実際にいるので、行政はアウトリーチという観点はしっかりやっていく必要がある。
- 野村委員
- ・ ただ、アウトリーチするには、どうやってというところがある。
- 荒木委員
- ・ その作戦は、オール八王子として男女共同参画課が所管を絡めてやっていくのではないか。
- 野村委員
- ・ そうだが、条例には市民にも役割があったと思う。
- 荒木委員
- ・ 市民が役割をわかっていればよいが、受け皿として行政はどこまでやるのかを考えないといけない。
- 齊藤副会長
- ・ そうなると元に戻って、条例をどのくらい市民に周知されているかと言うことになる。
- 荒木委員
- ・ 困っている人が埋もれている現実がある。相談に行けない人たちにどうアクションしてい

- けるかを考えていくことだと思う。
- 野村委員
- ・ 相談に行っても、自分が相談したかったことに気づかないこともある。市にも多くの相談の窓口があるが、その人たちがいろいろ知っていて、この相談者が本当に必要な相談はこれとこれだ、と気づく啓発もしていかないといけない。
- 八木橋会長
- ・ 条例を目にする機会はどのくらいあるのだろうか。そこへのアクセスの仕方が分からない人も多くいると思う。
- 木村委員
- ・ どんなによいプランをつくっても、実効性がないとダメ。
- 八木橋会長
- ・ 相談の内容は、いろいろな要因が複合的に強力的に絡み合っていることが多いと思う。相談に関する窓口がつながることが大事であり、どのようにその体制を構築していくかである。
  - ・ 一方で、相談の窓口があちこちだと疲れてしまい、つながることを拒絶する人も出てくると思う。つながり続けるための体制づくりを考えたときに、できるだけワンストップで出来ることがよい。
- 齊藤副会長
- ・ どの自治体でもワンストップ支援が課題である。市によっては相談の連携をしているところもあると思う。
- 木村委員
- ・ 自治体によって差があり、シェルターに入るといろいろなところから手が入り、すぐに生活保護を受けられたりする。自分からあちこち行かなくても大丈夫で、支援してくれる自治体もある。
- 齊藤副会長
- ・ その状態の方たちは、そういうことをする気力もなく、何をしてよいのかも分からないので、そばに付いている人が必要である。そういう体制があると、前に進むことが出来てくると思う。
- 木村委員
- ・ こういう方たちは、人格をずっと否定し続けられていることが多く、私はダメなんだと思いついでしまっている。
- 齊藤副会長
- ・ そういう人に支援が届くことが必要だと思う。
- 八木橋会長
- ・ 八王子市は近隣市に通勤や通学で行き来する人がいる。自治体は一つの単位として各市がそれぞれで実施していることがあると思う。学校は日野で、自宅は八王子のように自治体を跨ぐ人は、学校は日野市の状況で動き、生活は八王子市の状況で動くこととなると思う。こういう方がいる中で、自治体間の連携はあるのか、また行う可能性はあるのだろうか。市民の生活の実情を考えたときに考えておくべきことと思った。
- 男女共同参画課長
- ・ 相談を例にすると、本人の了解を得て、他のところでの相談が必要であれば、市内や他市と情報共有して行うことはある。
- 八木橋会長
- ・ 授業を担当しているので相談を受けることがあり、新型コロナも影響して学生にも苦しい思いをしている人がいる。学生も住んでいる場所と通学している三鷹市とでは制度が違うため、三鷹市に相談したところ住所が違うとダメですと言われ、住所地の市に一から話して相談しないといけないこととなり、苦しい上に辛いですとなってしまふ。
- 前田委員
- ・ 若い人の相談方法として、人に相談するよりネットを利用したものが増えていると思う。どこかの窓口に行く、電話しての相談ではハードルが高くなるので、SNSを使った相談できるものを目に付きやすいようにして、簡単に相談できるとよい。
- 野村委員
- ・ SNSは、相談するとすぐに答えが来ると期待する。行政では、それが難しい部分があるため、民間で行っているところと連携することは必要だと思う。
- 八木橋会長
- ・ 大学では実際に契約しており、24時間いつでもという状況である。話すことで一旦気持ちを落ち着かせるというところはあるので、夜中でも対応できるところに依頼している。

- ・ いろいろなケースがあるので、それをどう表現して市民に訴えていくことは難しいところである。特に、今日の、3のところは、もう少し際立ちがある表現、エッジを利かせられるような、それには、先ほど話が合った2-1, 2-2のように3も分け、文言を増やすこともあるかなと思う。

八木橋会長

- ・ ここまで、皆様から意見をいただけてきた。
- ・ 限られた時間であったため、言い漏れたことがあったら、来週7月10日（月）までに、事務局へメールにて意見を願います。

## 5. その他

八木橋会長  
事務局

- ・ 次第3「その他」、次回の開催予定を事務局より説明をお願いします。
- ・ 次回の審議会は、8月18日（金）に本日と同じ時刻、同じ場所で開催する。
- ・ 本日持参していただいた、男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）の骨子（案）、男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改訂版、同改訂版に関する「令和3年度（2021年度）評価報告書、男女共同参画に関する市民意識・実態調査報告書は、次回も持参願う。
- ・ 本日、意見を頂戴したが、さらに意見がある場合には、来週、7月10日（月）までに事務局へ連絡を願う。その際、どの重点目標に関する意見か分かるよう願います。

八木橋会長

- ・ 事務局より、次回の開催日程の案内があった。皆様、よろしく願います。

## 6. 閉会

八木橋会長

- ・ 以上で本日の審議会を終了する。